

令和7年度運輸安全マネジメントの取組み(令和7年8月1日～8年7月31日)

<安全方針：輸送の安全確保は我が社の根幹>

【輸送の安全運動（事故防止目標）】

(1)交通事故・製品事故の目標と結果

- ①製品事故
- ②輸送トラブル
- ③労災事故
- ④交通違反
- ⑤自動車事故報告規則第2条に規定する事故

令和7年度		令和6年度	
目標	実績	目標	実績
0件	-	0件	0件
0件	-	0件	1件
0件	-	0件	0件
0件	-	0件	0件
0件	-	0件	0件

- (2)輸送の安全に関する組織体制および指揮命令系統の徹底
- (3)エコドライブの実施

【目標達成のための計画】

- ①年間教育計画を作成の上、教育システムを使用して運転者教育の実施と理解度チェック
- ②出社時の検知器によるアルコールチェック及び各自に配布したハンディタイプの検知器によるアルコールチェックを徹底
- ③事故、災害等に関する報告連絡体制の確立
- ④車両は計画的に最新の安全性能型式へ代替
- ⑤デジタコグラフ、ドライブレコーダー及びバックアイカメラを搭載してきた実績を例として輸送の安全性能向上に寄与する設備投資
- ⑥3か月法定点検の完全実施

【安全に関するチェック・業務の改善】

- (1)安全統括管理者は、自ら又は安全統括管理者が指名するものを実施責任者として、安全マネジメントの実施状況等を点検する為、輸送の安全安全に関する内部監査を実施。又重大な事故、災害が発生した場合又は同種の事故、災害等が繰り返し発生した場合、その他特に必要と認められる場合には、緊急に輸送の安全に関する内部監査を実施。
- (2)安全統括管理者は、前項の内部監査が終了した結果、改善すべき事項が認められた場合はその内容を、速やかに経営トップに報告するとともに、輸送の安全確保の為に必要な方策を検討し、必要に応じて是正措置又は予防措置を講じる。

【情報の公開】

- (1)毎年7月末決算後100日以内に外部に対して次の事項を公表する。公表方法は、社内掲示板に書面を掲示して行う。
 - ①輸送の安全に関する基本的な方針
 - ②輸送の安全に関する目標及び当該目標の達成状況
 - ③自動車事故報告規則第2条に規定する事故に関する統計
- (2)輸送の安全に係る以下の処分を受けた場合は、その内容並びに当該処分に基つき講じた措置及び講じようとする措置の内容を遅延なく公表。